

共同住宅等の所有者や管理会社の方へ

共同住宅の水道料金について

水道料金は使用量が増えると単価が高くなります。その為恩納村管理のメーター1個を使って複数の世帯が共同で使用するアパート、マンション、2世帯住宅(1F、2Fそれぞれ水廻りが独立している場合)などは、水道料金の特例制度(連合専用)があります。

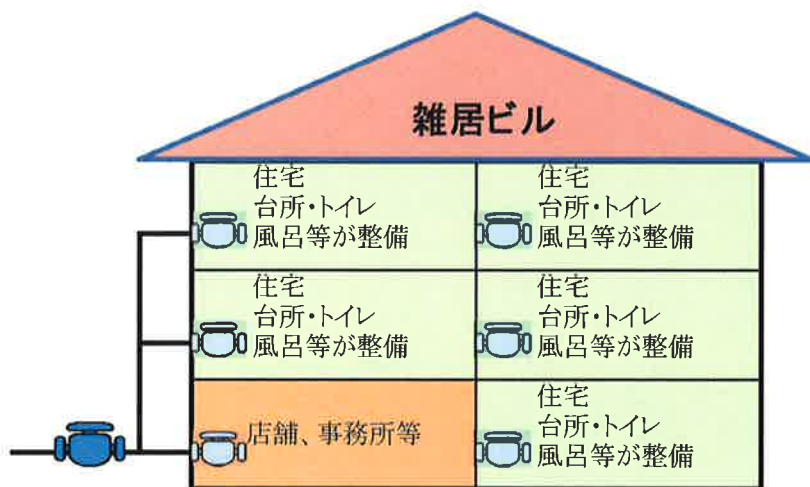
本村水道事業においても、平成27年4月1日より特例制度を実施することとなりました。この制度を利用すると各世帯が均等に使用したものとみなして料金を計算するため通常の計算方法に比べて料金が安くなる場合があります。

※ただし、恩納村連合専用給水装置運用基準を満たした場合に限ります。

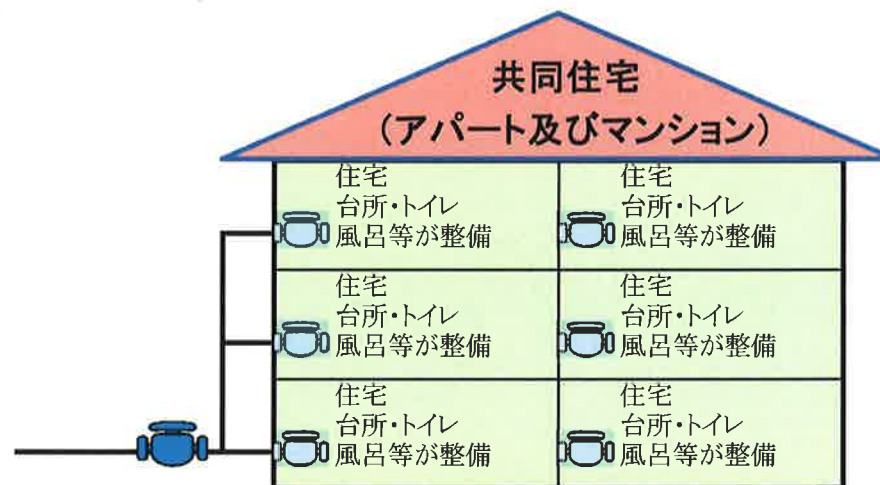
詳しくは、下記連絡先までお願いします。

問い合わせ先/恩納村上下水道課 電話098-966-1198

×連合専用の適用ができない場合



○連合専用の適用ができる場合



○連合専用が適用可能な雑居ビル
恩納村管理のメーターを共同住宅と店舗を分離している場合

